

令和7年 第2回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和7年2月19日（水） 午後2時00分～午後2時15分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬係長、澤埜事務職員

（中井委員長）

ただいまより、第2回選挙管理委員会を開催いたします。

今日の案件は2つあります。案件1は、公営個人演説会等施設の指定の取消しについての報告です。案件2は、その他となっております。

それでは、案件1の報告をお願いします。

（赤田係長）

はい。それでは案件1の議案第1号について説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

公職選挙法第161条第1項では、学校及び公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂並びに市町村の選挙管理委員会の指定する施設で個人演説会等を開催することができることとされています。

資料1ページにお戻りください。

この度、記載の施設の管理者から指定取消しに関する申出がありました。このため、公職選挙法第161条第1項第3号の規定による指定を取り消すものでございます。

なお、この取消しに伴い、南区での指定施設は南図書館ホール及び梅文化会館第1講座室の2つとなります。

説明は以上です。

（中井委員長）

ただいまの案件1の説明について、質問はございませんか。

（星原委員長代理）

演説の申し出があった場合、公営個人演説会等施設の使用料等は、選挙管理委員会が払うのですか。

（新家事務局長次長）

はい。1回目の費用については選挙管理委員会が負担します。同じ施設をもう一度使う場

合は、候補者側が負担します。

(星原委員長代理)

この件については、スタッフが揃わないため取り消すということでしょうか。

(新家事務局次長)

はい。ホールですので、かなり厳しいと思います。

(星原委員長代理)

使用頻度もあまりないということですね。

(新家事務局次長)

はい。

(中井委員長)

それでは、その他ご意見がないということですので、議案第1号については了といたします。

次に、案件2のその他案件について何かございますか。

(新家事務局次長)

お手元にお配りしております、「堺市選挙管理委員会委員・同補充員」という資料をご覧ください。

この度、議会で新しい委員と補充員が選ばれ、昨日に通知をいただきました。この方達が3月4日から委員になられます。

3月4日に新しい委員の4名で、委員長と委員長代理を決定する委員会を開催させていただきます。

また、南区選挙管理委員の池西委員が辞職され、今回、堺市選挙管理委員になられます。それに伴い、南区選管委員会の補充員から委員を補欠いたします。ただ、該当の補充員が多忙のため、引き受けていただけるかは分からない状態です。

もし、引き受けられないという形になりますと、議会で新たに選出していただく形になるのかなと思います。

説明は以上です。

(中井委員長)

ただいまのその他案件について、質問はございませんか。

(星原委員長代理)

連合自治会長と選挙管理委員を兼任することは、法的な問題はないのですか。

(新家事務局次長)

はい。選挙管理委員は選挙運動ができないため、そのことを踏まえて、兼任することは問題ないです。

(星原委員長代理)

あとはその方がどのように判断されるかということですね。

(新家事務局次長)

はい。

(中井委員長)

では、堺市選挙管理委員会委員及び同補充員についての報告を了といたします。
他に案件はありますか。

(新家事務局次長)

ございません。

(中井委員長)

では、これもちまして、第2回選挙管理委員会を閉会いたします。

また、私ども4名は3月3日までの任期となります。任期中は、事務局の皆さんにはいろいろとご尽力、ご協力賜りましてありがとうございました。

皆さんがよく頑張ってくれたので、無事に選挙管理委員会の業務を遂行することができまして、本当に感謝しておる次第でございます。ありがとうございました。